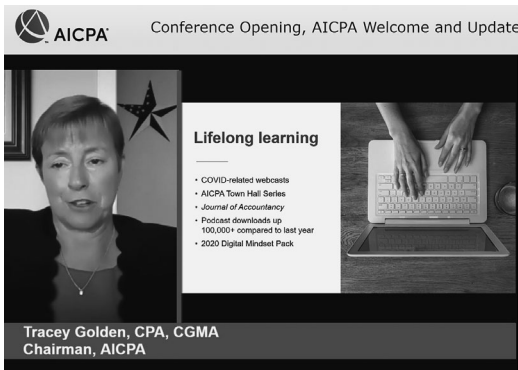


国際関連情報 国際会議等

# 2020年 AICPA 年次全国大会報告

ASBJ 副委員長	かわにし <b>川西</b>	やすのぶ <b>安喜</b>	ASBJ 専門研究員	まつお <b>松尾</b>	けいすけ <b>圭祐</b>
ASBJ 専門研究員	てづか <b>手塚</b>	ふみひと <b>史</b>	ASBJ 専門研究員	みつの <b>光野</b>	そういちろう <b>聡一郎</b>
ASBJ 専門研究員	まきの <b>牧野</b>	めぐみ <b>めぐみ</b>	ASBJ 専門研究員	やました <b>山下</b>	はるゆき <b>晴之</b>



## I. はじめに

米国公認会計士協会（AICPA）の年次全国大会—最近の米国証券取引委員会（SEC）及び公開会社会計監督委員会（PCAOB）の動向—が、2020年12月7日から9日にかけての3日間、バーチャル形式にて開催され、SECやPCAOB、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）などからの出席者により、会計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び財務報告に関する最近の論点

等について発表ないし討議が行われた。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、筆者を含む6名が参加した。本年全国大会のアジェンダは次のとおり。

### 2020年12月7日（月）（第1日目）

現地時間	セッション
10:00 AM-10:35 AM	オープニング（AICPA 会長による講演）
10:40 AM-11:05 AM	米国監査品質センターの取組み
11:20 AM-12:35 PM	SEC 主任会計官との対談及び主任会計官室（OCA）の取組み
1:05 PM-1:55 PM	OCA の最近のプロジェクト
2:00 PM-2:50 PM	PCAOB の基本方針
3:05 PM-3:55 PM	会計の再構想—回復のその先—
4:25 PM-5:15 PM	SEC による法執行状況

## 2020年12月8日（火）（第2日目）

現地時間	セッション
10:00 AM-10:50 AM	COVID-19における経済及び波及効果（基調講演）
10:55 AM-11:20 AM	FASB 議長による講演
11:35 AM-12:25 PM	FASB の会計基準設定に関するアップデート
12:30 PM-12:55 PM	IASB 副議長による講演
1:25 PM-2:40 PM	SEC コーポレート・ファイナンス局の動向
2:45 PM-3:10 PM	取得及び処分事業に関する SEC の規則改正について
3:40 PM-4:55 PM	不確実な時代における予測及び減損
5:10 PM-6:00 PM	COVID-19 の環境下における会計上の課題

## 2020年12月9日（水）（第3日目）

現地時間	セッション
10:00 AM-10:30 AM	PCAOB における監査基準の開発状況
10:35 AM-11:25 AM	PCAOB における登録、検査及び施行に関する最新状況
11:55 AM-12:45 PM	登録企業が直面する会計及び財務報告に係る直近の課題
12:50 PM-1:40 PM	財務報告の未来—投資家の視点から—
1:55 PM-2:45 PM	COVID-19 における不正会計
3:05 PM-3:55 PM	非財務報告—財務諸表のその先—

4:00 PM-4:25 PM	デジタル資産の会計、監査及び財務報告の最新情報
-----------------	-------------------------

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点をあてつつ、概要についてご紹介させていただく（上のアジェンダでハイライトしたセッションが対象）。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないことを申し添える。

## Ⅱ. 主要なセッションの概要報告

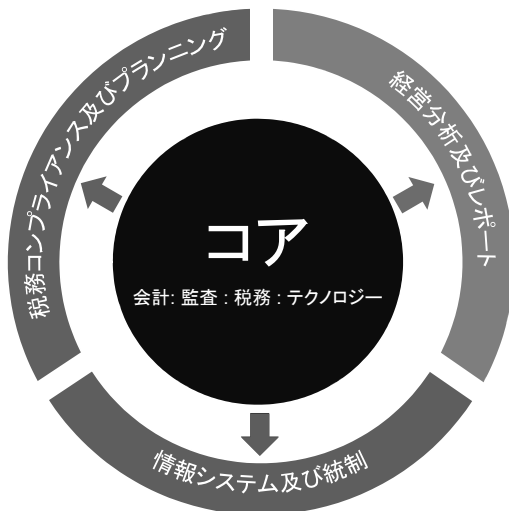
### 2020年12月7日（月）（第1日目）

#### 1. AICPA 会長による講演

（スピーカー：AICPA 会長 Tracey Golden 氏）

冒頭、前例のない変化と混乱の渦中にあるが、監査の品質への献身や公共の利益の保護に対するコミットメントは変わらないことが述べられた。また、業界を取り巻く変化のトレンドとして、人工知能やブロックチェーン等の利用による価値の提供の機会、サステナビリティ情報をはじめとした非財務情報への保証のニーズの高まり、役割を果たすためのスキル獲得と生涯学習、多様性の受容性及び柔軟性が挙げられ<sup>1</sup>、それらへの対応が職業的専門家の未来を形作ることが強調された。次に、AICPA と全米州政府会計委員会（NASBA）が共同で取り組んでいる新しい CPA ライセンスモデル（次頁の図）が紹介された。このモデルは、職業的専門家に必要とされるスキルや能力が急速に変化していることを踏まえ、市場関係者からのフィードバックを反映させたものであり、2024

1 米国公認会計士のライセンスを取得するために必要な単位要件（総単位数、会計単位数、ビジネス単位数など）は厳しく、マイノリティの進出を妨げているとされている。



(出所) セッション資料を参考に筆者作成

年から開始予定の新試験制度の受験者は、会計、監査、税務及びテクノロジーの堅牢なコアに関する設問に回答した後、多様なスキルと知識を示すために「経営分析及びレポート」、「税務コンプライアンス及びプランニング」並びに「情報システム及び統制」の3つの主要分野に関する設問のいずれかを選択して回答することになると説明された。最後に、教育への働きかけとして、大学への教育の提供機会の拡大などの試みが紹介された。

## 2. SEC 主任会計官との対談及び主任会計官室 (OCA) の取組み

(スピーカー: SEC 主任会計官 Sagar Teotia 氏他)

SEC 主任会計官の Sagar Teotia 氏から、COVID-19 への対応を含め、SEC の OCA における 2020 年の成果及び 2021 年の優先事項についての見解が示された。Teotia 氏は、COVID-19 においても、投資家は、投資の意思決定の基礎となる高品質の財務情報からの恩恵を継続的に受け、これにより資本市場が継続的に機能することができたと述べた。また、こ

## 新しい CPA ライセンスモデル

2024年試験開始予定

- 会計、監査、税務、テクノロジーの分野の強力なコア
- 3つの主要分野での深い知識
- 実務のリアリティを反映
- 単一のCPAライセンス
- 公共の利益の保護の強化

れらの高品質の財務情報は、財務報告システム内のすべての関係者（作成者、監査人、監査委員会、及びその他多くの関係者）が規則、基準等に準拠するというコミットメントを有していたことによりもたらされたとコメントした。

続いて Teotia 氏から、OCA における 2020 年の取組みとして、(1) OCA による COVID-19 への対応、(2) FASB 及び米国財務会計財団 (FAF) との協力、(3) 国際対応の重要性及び(4) PCAOB の監督等についての概要が説明された後、各担当者から、より詳細な説明が提供された。特に OCA による COVID-19 への対応として、(1) COVID-19 が財務報告に与える影響及び COVID-19 における高品質の財務報告の重要性に関する OCA の見解、(2) FASB、PCAOB 及び様々な国際機関との協力、(3) 現在の状況における複雑な論点のコンサルテーション、(4) 財務報告に係る内部統制の重要性等、に言及するステートメントの公表が行われたことが説明された。国際機関との協力については、多くの外国登録企業が米国市場に上場し、多くの国内投資家が国際基準に従って作成・監査される財務報告を公表する外国株式等に投資し、

米国市場のグローバル化が進む中で、国際的に財務情報と監査の品質を保つことの重要性が説明された。世界的なパンデミックであるCOVID-19という不確実な状況下で、各国の規制当局、監査人、基準設定主体等と積極的に協働したことが説明された。

Teotia 主任会計官との対談後、OCA スタッフから収益、リース、金利指標改革及び連結等に対する最近のSECの取組みについて説明がなされ、SECが引き続き企業の対応に注視していることが示された。個別の論点に関するSECスタッフの見解については、後述する「3. SECの主任会計官室(OCA)の最近のプロジェクト」を参照のこと。

### 3. SECの主任会計官室(OCA)の最近のプロジェクト

主要な新基準(収益認識、リース)等に関連して寄せられた論点に対してOCAの各スタッフからの見解が示された。主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 収益認識

収益認識に関して最も多く寄せられたトピックとして次の3つの論点が紹介された。

##### ① 有形固定資産の購入に際して売手から受領した対価

OCAは、ある登録企業がキャッシュ・フロー計算書の投資活動のセクションで、売手から受け取った現金と売手に支払った現金を相殺して純額で報告した件について照会を受けた。登録企業は、一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP)では、現金収入と現金支出の総額に関する情報は純額よりも目的適合性が高いとされているが、事例における現金収入と現金支出の一部の側面は、純額表示が許容される権威のあるガイダンスのシナリオと類似していることに留意した。具体的には、近い将来、現金

収入を超える金額で売手から商品を追加購入する契約があるため、金額が大きく回転率が高い点について主張していた。さらに登録企業は、契約上の現金収入と現金支出には満期が明記されていないため、純額表示できるか否かの判定において満期が短いことを規定した基準は関係がないと主張した。OCAスタッフは、登録企業のキャッシュ・フローを純額で表示するという結論に対して異議を唱えた。

##### ② 履行義務の識別

OCAは、ある登録企業における自社のソフトウェア・ライセンスの付与とそのソフトウェアの更新が単一の履行義務を表すかどうかの問題を含む事実パターンについて照会を受けた。

登録企業は新しいデータ分析ソフトウェア・プラットフォームを開発し、1年間のライセンスで顧客に提供している。このソフトウェアは、顧客が複数のソースからのデータを集約し、リアルタイムに分析することを可能にしており、そのために、顧客による新しいデータソースやハードウェアの構築などの顧客側のIT環境の変化(内部的な変化)と第三者のソフトウェアの更新(外部的な変化)の両方に対応するために、ソフトウェアを定期的に更新する必要があった。登録企業は、顧客保証の一環として、契約期間中、これら(顧客及び第三者)の更新を監視し、適宜登録企業のソフトウェアの更新を行っている。

登録企業は、ソフトウェアの機能を維持するための重要な更新を識別するため、個々の更新の性質を決定するための詳細な評価を実施した。重要なソフトウェアの更新の頻度は、毎日から数か月ごとまで、各顧客の固有のIT環境に応じて異なっていた。登録企業は、ソフトウェア・ライセンスの付与とソフトウェアの更新には重大な双方向の依存関係が存在すると結論づけた。この事実パターンでは、OCAスタッフは、ソフトウェア・ライセンスの付与と

関連するソフトウェアの更新を単一の履行義務とするべきという登録企業の結論に異議を唱えなかった。

### ③ 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの検討については、OCA が継続して照会を受ける分野であるとして、次の2つの論点が紹介された。

1つ目の論点では、OCA は、広告会社が出版社から広告スペースを購入するためのプラットフォームを登録企業が運営している場合に、広告スペースの提供について、登録企業が本人か代理人かについての照会を受けた。登録企業は、広告スペースを広告会社に提供する前に、広告スペースに対する所有権をただちに獲得し価格設定の裁量権を有する。一方で、登録企業は、決められた広告をただちに広告スペースに掲載する以外の能力を有さず、広告会社に広告スペースを提供することは約束しておらず、広告スペースの在庫リスクを有していない。また、広告会社は、広告が適切に表示されなかった場合に登録企業に責任を追及することもできない。これらの事実から、OCA スタッフは、登録企業が広告会社への移転の前に広告スペースに対する支配を獲得していないため、登録企業が代理人であり収益を純額で認識すべきであるとする登録企業の結論に異議を唱えなかった。

2つ目の論点では、OCA は、コモディティ（以下「商品」という。）を販売している登録企業に関して、本人か代理人かについての照会を受けた。登録企業は、関連当事者の設備から関連当事者によって生産された商品を調達し、商品の法的所有権及び異なる顧客に商品の送付先を変更する権利を有する。また、登録企業は、最終消費者から販売対価を受け取り、関連当事者に固定割合の手数料を差し引いた分の対価を支払う。なお、商品の販売価格は市場価格に基づいており、在庫リスクは保険によって軽減さ

れている。登録企業は、固定割合の手数料となっていることを考慮し、商品の販売からすべての便益を実質的に享受しておらず、商品を支配していないと判断し、当該取引について代理人として行動していると結論づけた。しかし、OCA スタッフは、登録企業が商品の使用を指図し、残りのすべての便益を実質的に享受する権利を有していないとの結論に異議を唱え、これらの事実及び状況を総合的に踏まえて、登録企業は当該取引に関して本人であると結論づけた。

### (2) 供給者から受領した対価の会計処理

OCA は、供給者から受領した対価の会計処理に関して照会を受けた。登録企業が供給者から固定資産を購入したことがあり、また、同じ供給者からの固定資産について解約不能な購入契約を交わしていたものの、固定資産に重大な問題が見つかり、登録企業と供給者は固定資産の修繕計画を策定した。供給者は固定資産の修繕に加えて、登録企業に現金による補償を行った。過去の購入契約書や解約不能な購入契約書のいずれも、このような状況における対応を直接取り上げたものはなかったが、供給者は顧客としての登録企業を維持する動機があった等、様々な理由で補償を行ったとしている。

登録企業は、Subtopic 705-20「供給者から受領した対価の会計処理」が適用可能であると判断した。登録企業は、供給者が登録企業を顧客としての維持を動機とする等、様々な理由で支払いを行ったとしているが、供給者からの対価が供給者に移転した別個の物品又はサービスとの交換ではなく、また、Subtopic 705-20 のその他の例外も、この事実パターンには適用されないと主張した。この結果、登録企業は、供給者からの支払いを以前に供給者から取得した固定資産及び供給者から購入することを確約していた固定資産の購入価格の減額として反映さ

せることが適切と判断した。OCA スタッフは登録企業の結論に異議を唱えなかった。

### (3) リース

OCA は、使用権資産の除却に関する会計処理に関して照会を受けた。登録企業は、除却する使用権資産を識別し、一定期間経過後に除却することを見込んでいた。リース会計基準は、長期資産の減損における要求事項に従って使用権資産を減損することを要求しているが、登録企業は、資産グループの減損の評価にあたって、当該資産の除却により資産グループの変更はなく、減損は生じないと結論づけた。登録企業は、登録企業の状況下に関して、リース会計基準が明確なガイダンスを提供しておらず、複数の選択肢が認められると考え、償却期間を再評価し、除却の日までの期間において償却を行うこととした。OCA スタッフは、登録企業の結論に異議を唱えなかった。

### (4) LIBOR の公表停止に伴う金利リセットの特性

OCA は、SOFR (Secured Overnight Financing Rate) に基づく金利リセットの特性について、区分処理が要求される組込デリバティブの要件を満たすかどうかを検討した。登録企業は、当該特性の目的は市場において LIBOR の公表停止への解決策を提供するものであること、当該特性は複雑なベーススワップを追加するもの又は投資家にレバレッジをかけたリターンを提供するものを意味しないこと、及び当該特性は市場における通常の条件であると合理的に結論づけられることを考慮し、当該特性はホストの負債契約の条件を表しており、組込デリバティブのガイダンスの下でさらなる区分処理の評価が要求される組込デリバティブとはならないと判断した。OCA スタッフは、登録企業の結論に異議を唱えなかった。OCA ス

タッフの結論は、SOFR に関する市場の動向についての現在の予想に基づくものである。

### (5) 持分法投資

OCA は、特定の条件下における持分法適用の可否に関する照会を受けた。OCA スタッフは、提示された事実パターンを踏まえて、登録企業が発行済議決権株式の 20% 未満しか保有していない投資先に対し重要な影響を及ぼしたかどうかを検討した。この検討の結果、登録企業は取締役会のメンバー選任に関して契約上影響力を行使し得ることや特定の非公式な取り決めに基づき投資先の機密情報にアクセスできたことなどが確認された。このため、OCA スタッフは、重要な影響を及ぼさないため持分法適用の要件を満たさないとの登録企業の結論に異議を唱えた。

### (6) 議決権のある事業体の連結

OCA は、議決権のある事業体の連結可否の評価について照会を受けた。Subtopic 810-10「連結—全般」では、議決権のある事業体と変動持分事業体 (VIE) を区別し、リミテッド・パートナーシップではない法人が議決権のある事業体である場合、報告企業は、議決権を検討し、それらの議決権の過半数の所有者以外の当事者が、投資先の重要な財務上及び運営上の決定に効果的に参加できるかどうかを評価することにより、法人を連結すべきかどうかを評価することとしている。今回 OCA スタッフに提示された事実パターンでは、登録企業がその株式保有を通じて過半数の議決権を有していたものの、特定の重要な決定を行うためには、他の投資者の同意が必要であること等が確認されたため、OCA スタッフは、議決権のある事業体の連結モデルの下で、当該投資先を連結するべきとする登録企業の結論に異議を唱えた。

#### (7) 変動持分事業体 (VIE) の主たる受益者の判定

OCA は、登録企業が VIE の主たる受益者かどうかの判定に関して照会を受けた。登録企業は VIE に投資し、VIE の設立時から持分を保有していた他の保有者とともに VIE の運営を開始したものの、VIE の唯一の顧客が契約を更新しないことを選択したため、VIE は既存の契約の残存期間を含め活動を終了した。VIE の事業終了後、登録企業は固定価格による買収契約により、当該他の保有者から持分を買収することで合意した。

登録企業は、自身が VIE の主たる受益者であるかどうかを判定するため、VIE の連結モデルのガイダンスを検討した。登録企業は、(1) 年間予算の承認、(2) 契約の履行に使用する供給者の承認、(3) CEO の任命、解任、交代を含む活動が、VIE の経済的効果に重要な影響を及ぼすと判断した。なお、これらの活動は、VIE の取締役会の過半数の決議を要求し、かつ、登録企業及び他の保有者の承認を要求していた。登録企業は、これにより登録企業と他の保有者双方が VIE の提案する行動を阻止することができると考え、したがって、登録企業は VIE の最も重要な活動に関して共有の権限を有していると判断した。

登録企業はまた、事実上の代理関係が存在するかどうかを含め、登録企業が他の保有者と関連当事者であるかを検討した。(1)他の保有者の持分は登録企業から直接出資されたものではないこと、(2)他の保有者は VIE が設立された時から持分を保有していたこと、(3)他の保有者が事業に継続的に参加するために融資を必要としていなかったこと、(4)買収契約の目的は VIE の解散を促すためのものであったことから、登録企業は、買収契約について、経済的には融資と同様ではないと判断した。したがって、事実上の代理関係は存在せず、関連当事者とはなら

ないとの結論に至り、登録企業は主たる受益者ではなく VIE を連結すべきではないと判断した。OCA スタッフは登録企業の結論に異議を唱えなかった。

2020 年 12 月 8 日 (火) (第 2 日目)

4. COVID-19 の環境下における会計上の課題 (モデレータ: Deloitte パートナー Curt Weller 氏、パネリスト: Deloitte シニアコンサルタントパートナー Ashley Carpenter 氏、KPMG パートナー Scott Muir 氏、PwC パートナー Jay Seliber 氏、EY パートナー Alison Spivey 氏)

本セッションでは、COVID-19 により影響を受け得る会計及び財務報告の分野に関して各パネリストから紹介が行われ、議論が行われた。紹介された主要な論点は次のとおりである。

#### (1) 収益認識

収益認識に関しては、対価の変動が契約の当初から識別されていた変動性に起因するものであり変動対価に該当するのか、あるいは、契約の当初から識別されていたものではなく、契約変更としての会計処理が要求されるかの評価が必要であることが指摘された。また、ときとして、顧客への無償による追加の財又はサービスの提供は、契約の変更に該当せず、費用処理すべきマーケティング・インセティブに該当し得る場合があり、判断が要求されることが紹介された。

#### (2) リストラ費用及び報酬

リストラ費用に関しては、検討すべき事項として、従業員の解雇費用モデルによる負債及び費用の認識のタイミングの違い、年金及び退職後給付への影響、既存の供給者との契約又はリースの終了などが紹介され、報酬に関して

は、経済状況の変化に伴う株式報酬制度への影響などが紹介された。

### (3) 金融取引

金融取引に関しては、現在の不確実な経済環境下において増大した信用リスクの貸倒引当金への織り込みや当該環境下におけるキャッシュ・フロー・ヘッジに指定された予定取引の変化の可能性等について紹介された。

## 5. FASB 議長による講演

(スピーカー：FASB 議長 Richard R. Jones 氏)

最初に、当年度から FASB の議長を引き継いだこと及び基準設定主体としてあらゆる利害関係者の意見に積極的に耳を傾けることの重要性が述べられた。以下、適用後レビュー（以下「PIR」という。）の重要性や会計基準変更の考え方等について述べられていたため概要を示す。

最近の FASB の基準には、リース、信用損失及び収益認識といった基準があるが、大きな基準が一度の開発で完了することはまれである。これらの基準を開発するために、FASB は広範囲にわたるアウトリーチに参加したが、PIR の一部としてこの3つの基準すべての改善は継続する。PIR のプロセスは、基準設定の品質管理のフェーズである。最終基準が公表された後に開始され、基準が期待したとおりに機能しているか理解するために、より多くの関係者とのアウトリーチ及び調査を行う。

2019年に、FASBの母体組織であるFAFの評議員会は、PIRのプロジェクトの責任を正式にFASBに移譲した。これにより、PIRで発見された問題点を適時に対応できるようになる。2020年12月に最初のPIRのボード会議を開催し、リース及び予想信用損失の基準について関係者から受け取ったフィードバックが報告されている。

FASBが会計基準を変更する場合、その主な理由には、(1)投資家の意思決定や行動に影響を与えるより有用な情報を提供するため、(2)会計上のシステムから不要なコストと複雑性を取り除くため、(3)基準の維持及び改善のため、の3つがあると考えている。

(1)について、FASBでは、基準設定のプロセスのあらゆる段階で投資家の意見を聞くことに力を入れている。同時に、より詳細な情報を求める投資家の要望とその情報を提供するためのコストのバランスを考慮する必要がある。基準設定活動を通じて、コスト・ベネフィットの分析をさらに重視していきたいと考えている。

(2)について、不要なコストや複雑性に対処するために積極的な取組みを続けており、その一例に金利指標改革プロジェクトがある。世界の資本市場がLIBORから離れ、参照金利が変更されることは、経済実態をあらわさない複雑な会計処理の結果となる可能性があったことから、意味のある財務報告を維持するために適時に対応した。

(3)について、実務上の問題に対処すること等は重要であり、維持及び改善プロジェクトは我々の技術的アジェンダの重要な部分であり続ける。

その他、次について述べられた。

- 関係者からの意見に基づきアジェンダ協議のアウトリーチ計画をまとめている。アジェンダ協議に関するコメント募集（又はディスカッション・ペーパー）は2021年の半ばに公表する予定である。
- COVID-19のパンデミックは引き続き重要な課題であり、新たな問題がないかモニタリングを続け、必要に応じて対応を行っていく。
- のれんに関するプロジェクトも取り組んでおり、現時点では、減損付きの償却モデルに傾いている。IASBと互いの決定や発見事項を



引き続きモニタリングし続けていく予定である。

## 6. FASB の会計基準設定に関するアップデート (スピーカー：FASB テクニカル・ディレクター Hillary Salo 氏)

最初に、優先的な取組みとして(1) PIR と(2) COVID-19 への対応について、足許の取組状況が共有された。

PIR は、現在予想信用損失 (CECL) モデル及びリースについて実施されており、前者については、幅広い利害関係者にアウトリーチを実施したところ、同モデルの下での追加情報に関して財務諸表利用者から概ね支持されたが、開示の一貫性の欠如等を指摘する声もあることや、作成者からは将来損失の見積りに、COVID-19 におけるマクロ経済のトレンドや国の政策等を反映することの困難さを指摘する声があることが紹介された。後者については、2020 年 10 月に基準の一部修正の公開草案を公表し、アウトリーチ等も通じて幅広くフィードバックを得たことや、PIR の一貫として利害関係者を招いたラウンドテーブル会議を実施したことなどが紹介された。

また、COVID-19 への対応については、定例のボード会議を一時休止したこと (2020 年 7 月より再開)、技術的な問題に対処するためにリソースの割当を行ったこと、複数の Q&A や教育マテリアルを発行したことなどが紹介された。

続いて、FASB が進めている基準開発にかかる主なプロジェクトについて、次のとおり説明がなされた。

### (1) 金利指標改革 (範囲の改善)

Topic 848「金利指標改革」における金利指標改革に関する実務上の便法の範囲に、金利指標改革の結果として、公表停止が見込まれる金利を参照していないものの、証拠金、割引率又は契約価格の調整に利用される金利が影響を受けるデリバティブを含める提案がなされているものであり、公開草案に対して受け取ったコメントについて今後議論を行うことが予定されている。

### (2) のれん (トリガーイベントの評価)

非公開企業から寄せられた、のれんの減損のトリガーイベントに係るコストと複雑性に対する懸念への対応として、非公開の営利企業及び非営利組織に対し、年次でのみ実行するオプション (便法) を認めることを検討している。2020 年末に公開草案を公表、基準の最終化は 2021 年 3 月に予定されている<sup>2</sup>。

### (3) Topic 805「企業結合」の修正案

Topic 805「企業結合」において、取得者が取得する、顧客との契約から生じる契約資産及び契約負債の認識及び測定が多様性に対応するための公開草案の公表が予定されている。修正案では、取得者の契約資産及び契約負債の認識及び測定を、Topic 606「顧客との契約から生じる収益」で会計処理を行う被取得者の認識及び測定と基本的に同一とすることが提案される予定となっている<sup>3</sup>。

### (4) 収益認識 (非公開企業のフランチャイザーに適用される実務上の便法)

フランチャイザーが受け取る当初のフラン

2 ASU 案 (公開草案) Topic 350「無形資産—のれんその他」(トリガー事象を評価するための代替的な会計処理) は、2020 年 12 月 21 日に公表された。

3 ASU 案 (公開草案) Topic 805「企業結合」(顧客との契約から生じる契約資産及び契約負債の会計処理) は、2020 年 12 月 15 日に公表された。

チャイブ料について、一定の要件を満たす場合に単一の履行義務として取り扱うことができる便法を提供する提案が2020年9月に公表され、コメント期間が2020年11月に終了した。

#### (5) 識別可能無形資産とのれんのその後の会計処理

2020年7月のボード会議において、償却方法、償却期間を含めた償却の再導入の検討等についてスタッフに指示され、2020年11月のボード会議におけるこれらのインプットを踏まえ、2020年12月のボード会議において意思決定が行われる予定である。

#### (6) 期中報告

2020年8月のボード会議において、企業に重大な影響を与える重要なイベント又は取引の開示を要求する包括的な原則(catch-all principle)の追加を決定した。

#### (7) セグメント報告

ボード会議は、「最高経営意思決定者(CODM)に定期的に提供される」及び「報告されているセグメント利益又は損失の金額に含まれる」の条件を満たす、重要な費用の区分に基づいた開示の原則を追求することを決定した。

### 7. IASB 副議長による講演

(スピーカー：IASB 副議長 Sue Lloyd 氏)

IFRS 財団において当年度に取り組みられてきたこと及び翌年度以降の幅広い課題について説明がなされた。主な内容は次のとおりである。

#### (1) COVID-19

COVID-19のパンデミックはIASBに試練を与えている。パンデミックの影響に対処するためのIASBのアプローチは2つあった。1つ

目としては、IFRS基準を適用するための取組みにおいて、世界中のIFRSコミュニティを支援する際に積極的にアプローチを行ってきた。2つ目としては、作業計画の再構築を行った。

IFRS基準の適用のための支援について、2020年3月及び4月に、金融商品及びリースのトピックについて教育文書の公表を行っている。これらの教育文書は要求事項を変更するものではなく、この通常ではない環境下において、既存の要求事項をどのように適用するかを説明するものである。また、我々は、IFRS第16号「リース」に対して、COVID-19のための賃料減免が生じた際のリースの借手の会計処理を容易にするため、的を絞った修正を公表している。

また、不確実性が高まった状況下における見積りについてもフォローを行っている。2020年9月にパネル・ディスカッションを行い、関係者の懸念に焦点を当て、このような懸念にどのように対処すべきかのパネルメンバーの提案を含む記事を公表した。提案の中では、入手可能な最善の情報を用いて見積りを更新し、見積りプロセスのガバナンスを確かなものにするということ、及びパンデミックの影響についての程度の高い不確実性は経営者の見積りの基礎を投資家が理解するために財務諸表において明確で透明性の高い情報の必要性を高めるものであることが強調された。

作業計画について、緊急性が高いものについては迅速に対応しているが、可能な限りの猶予を関係者に与えるため、一部の修正の発効日、既存の協議のコメント期間及び今後予定されている提案の公表を延期した。

#### (2) 2020年の重点プロジェクト

##### ① 保険契約

IASBは保険契約の基準の修正を最終化させた。IFRS第17号「保険契約」(以下「IFRS

第 17 号」という。)の公表以降、新基準への移行をサポートするため、業界と緊密に連携してきた。これには、IFRS 第 17 号に的を絞った修正を行うことで、基準の適用を手助けする領域を識別し、投資家に有用な情報を提供することを確実にすることを含む。この作業は、2020 年 6 月に完了し、新しい要求事項は 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用される。

## ② IBOR

金利指標改革への対応として、基準の重要な変更が完了した。企業の新たな金利への移行を容易にし、投資家が企業の新たな金利への移行と当該移行が与える影響について必要な情報を確実に得ることができるようにするため、IFRS 基準の修正を迅速に行った。我々はこの作業を 2 つのフェーズに分けており、このプロジェクトの最後のフェーズが 2020 年 8 月に完了している。

## ③ 基本財務諸表、及びのれんと減損

2020 年は基本財務諸表、及びのれんと減損という非常に重要な 2 つの協議が行われた。基本財務諸表に関して、2019 年末に公開草案を公表しており、純損益計算書におけるより構造的なフォーマットを提案している。その目的は、純損益計算書に新たな小計を導入することで比較可能性を高めることにある。また、経営者業績指標 (MPM) についても財務諸表に開示することを提案している。これらの提案に対するコメント期間は 2020 年 9 月末に終了しており、IASB は受け取ったフィードバックについて議論を開始する予定である。

もう 1 つの重要な協議は企業結合について提供される情報及びのれんの事後の会計処理に関連するものであり、2020 年 3 月にディスカッション・ペーパーを公表している。本ディスカッション・ペーパーでは財務諸表利用者の意見を踏まえ、取得後の業績に関する CODM の視点からの新たな開示の提案を行っている。ま

た、のれんの事後の会計処理の問題にも焦点を当てている。2020 年末にコメント期間が終了した後、再審議を行い、公開草案を公表する予定である。

## ④ IFRS 解釈指針委員会の作業

IFRS 基準の一貫した適用を支援するために継続的な作業を行っている。IFRS 解釈指針委員会では、IFRS 基準の適用に関する質問、特に実務上の多様性がある場合に対応を行っている。十分なガイダンスが既に IFRS 基準書に存在するため、IFRS 解釈指針委員会が基準設定は必要ないと決定した場合、アジェンダ決定では、基準をどのように適用すべきかが説明される。更新されたデュー・プロセス・ハンドブックでは、我々が技術的活動をどのように行うかについての要件を定めており、IFRS 基準を適用する企業は関連するアジェンダ決定を適用しなければならないことを確認している。

## (3) 2021 年の優先事項

### ① アジェンダ協議

2021 年の第 1 四半期に、IASB は今後のアジェンダについて協議を行う予定である。アジェンダ協議は利害関係者が、IASB が検討すべき重要な基準設定プロジェクトは何か等についてインプットを行う重要な機会である。我々はこのフィードバックを活用して今後 5 年間の優先事項を策定していく。

### ② サステナビリティ報告

IFRS 基準では「気候変動」という用語に明示的に言及されていないが、企業の財務諸表に重要性のある気候に関連した事項については、IFRS 基準を適用する際に考慮することが既に要求されている。この重要な点を強調するために最近、教育的文書を公表している。また、経営者による説明に関するガイダンスの見直しを行うプロジェクトもあり、ESG 報告の進展等に対応する予定である。

IASBと同様、IFRS財団を監視する評議員会も5年ごとに、IFRS財団の戦略的方向性に焦点を当てたレビューを実施する。戦略的レビューの一部として、評議員会は国際的なサステナビリティ基準の需要を評価し、需要が大きい場合には、IFRS財団がそのような基準の開発にどの程度貢献できるのかを評価するため、協議文書を公表した。この協議のコメント期限は2020年12月末である。

### Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、COVID-19の拡大が継続している状況の下、この間の関係者（規制当局、会計基準設定主体、財務諸表作成者、監査人等）の対応や、COVID-19が経済にもたらす影響や今後想定される課題などCOVID-19に関連する話題が、会計の観点に引き付けて幅広く取り上げられていた印象を受けた。ま

た、米国に上場する中国企業の財務の不透明性の問題との関連で注目されている、米国で2020年12月に可決された法案「Holding Foreign Companies Accountable Act（外国企業説明責任法）」や、気候変動リスクへの対応等に関するサステナビリティ報告をはじめとした非財務情報に関する話題のほか、本稿では会計基準に関連する話題としては取り上げられていない暗号資産やサイバーセキュリティの動向など、国際的に関心が高まっているタイムリーなテーマについても議論がなされていた。

